

平成30年(行ウ)第4号 公園事業内容変更認可処分取消請求事件

原 告 ブルデシルヴェストル恵

被 告 沖 繩 県

準備書面 (1)

平成30年11月2日

那覇地方裁判所民事第1部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 喜 多 自 然
同 下 地 聰



被告第1準備書面に対して、下記のとおり反論する。

第1 原告宅について

1 原告が、原告の景観利益の主張の根拠とする不動産は、訴状記載の原告の住所所在の不動産ではなく、下記2件の隣接した不動産である。

①土地 (甲28) 所在 国頭郡恩納村字仲間伊武部原

地番 2288番537

建物 (甲29) 家屋番号 2288番537

種類 居宅

構造 木造スレート葺3階建

②土地 (甲30) 所在 国頭郡恩納村字仲間伊武部原

地番 2288番533

建物（甲31） 家屋番号 2288番533

種類 居宅

構造 木造スレート葺3階建

2 上記不動産が、甲17・2枚目において「ブルデ宅」と記載されている建物になる（甲32）。

第2 被告第1準備書面の主張について

1 原告適格について

原告の主張する景観利益は、自然公園法その他の関係法令により法律上保護された利益であり、原告は本件処分の取消しを求める法律上の利益（原告適格）を有する。

この点については、今後主張予定である。

2 本件処分の内容について

被告は、本件処分は、沖縄海岸国定公園事業の内容変更認可処分であるところ、本件処分によって変更したのは規模の縮小に過ぎない、客室の分譲については事業計画を把握しているものの自然公園法上の手続きは経ていないなどと主張する。

しかし、本件処分によって変更したのが規模の縮小の点だとしても、本件処分は、変更後の認可処分全体について改めて法令に適合するかを判断し、適合する場合には変更前の処分を変更する処分であるから、本件処分の際には、国定公園事業の認可要件の全てが審査・判断されている。

このことは、建築確認処分がなされ、後にその確認変更処分がなされた場合、変更処分は建築計画全体について法適合性を判断し、もとの建築確認処分を変更する処分であるため、もとの建築確認処分は効力が消滅することから、現在の建築確認の効力について争う者は、変更処分の取消訴訟を提起すれば足り、変更前の処分の取消しを求める訴えの利益は失われると理解されている（東京高等裁判所平成19年8月29日判決（判例地方自治302号77頁）ことを

考慮すると、国定公園事業の認可についても上記のように解すべきといえる。

また、被告は、客室の分譲については事業計画を把握しているものの自然公園法上の手続きは経ていないなどと主張するが、対象となる事業が、「宿舎」に該当するものかどうかは、処分の要件である（自然公園法16条3項、同2条6号、同法施行令1条3号、国立公園事業取扱要領（甲22）第10の1（7）、第14の1）ことから、対象となる事業が「宿舎」とは認められなければ、本件処分は取り消されるべきである。

被告が、本件処分とは別に「自然公園法上の手続き」を予定しているということであれば、どのような手続きか主張していただきたい。

3 行訴法10条1項の主張について

被告は、宿舎事業に該当するかどうかについては、原告の法律上の利益に關係のない違法の主張である旨主張する。

ところで行訴法10条1項については、本件のように処分の名宛人ではない第三者が原告となる場合、当該原告となった第三者は、原告適格を満たす場合には、「処分に際して考慮されるべき利益を有している」ことから、「原告としては、自己に対する不利益を甘受するについては、基本的には、あらゆる違法事由を主張することができる」（塩野宏『行政法II』〔第4版〕156頁）とされており、行訴法10条1項にいう「自己の法律上の利益」は柔軟に解釈されるべきである。たとえば産業廃棄物最終処分場の設置許可について周辺住民が取消を求めた訴訟で、千葉地判平成19年8月21日判時2004号62頁は、事業者の経理的基礎がないこととの要件についても、公益を図る趣旨に留まらず、周辺住民の安全を図る趣旨から周辺住民の法律上の利益に關係があるものとして、主張制限には該当しないとしている。

国立公園ないし国定公園の公園事業としての宿舎については、その要件を満たさないこととなれば、この事業を行う場合には、自然公園法20条3項（1号にいう工作物の新築）の許可を受けなければならない（通常「行為許可」と

呼ばれているものである。) とされている。その場合、集合別荘ないし集合住宅の場合には、同法施行規則11条の厳格な要件を満たさなければならず、たとえば高さは13メートル(または10メートル)以下(同条4項2, 3号)、建ぺい率20%以下(第2種特別地域の場合、同条4項6号)、容積率40%以下(第2種特別地域の場合、同条4項6号)、建築面積2000m²以下(同条4項11号))でなければならない。したがって、公園事業としての宿舎の要件を満たすか、すなわち公園事業の認可ではなく行為許可を受ける必要があるかによって、法令上可能になる建物の規模に大きな違いが生じる。実際にも、本件ホテルは、総建築面積12530.55m²(乙2)で、高さも地上10階建てであり(高さは49メートルと説明されている(訴状18頁参照))、行為許可の許容する要件を大幅に上回っており、それゆえ原告の景観利益が侵害されるという状態になっている。

したがって、公園事業としての宿舎事業に合致するかどうかという要件については、建物の規模によって、享受する景観に影響が生じうる周辺住民の法律上の利益(景観利益)に関係するので、この点に関する主張は、行訴法10条1項の定める主張制限には該当しないというべきである。

第3 その他

原告は、本件訴訟に先立ち行政不服審査請求を行っていたところであるが、すでに審理手続きが終結している(甲33)。

この点は今後の訴訟進行に影響することから、被告においては、行政不服審査請求に対する判断の時期(見込み)をご教示いただきたい。

以上